

転出届並びに転出証明書郵送請求書

異動日 (住み始めた日)	年 月 日			
これからのお住所	(アパート名等)		世帯主	
これまでのお住所	笛吹市 (アパート名等)		世帯主	
異動者 (転出される方全員をご記入ください)	氏名(ふりがな)		生年月日	職員記入欄
	1		年 月 日	個人番号カード 有・無
	2		年 月 日	個人番号カード 有・無
	3		年 月 日	個人番号カード 有・無
	4		年 月 日	個人番号カード 有・無
	5		年 月 日	個人番号カード 有・無

届出日	令和 年 月 日		
届出人署名	(印)		
電話番号 (日中の連絡先)	()	—	

【個人番号カードをお持ちの方へ】			希望する 希望しない
有効期限内の個人番号カードをお持ちの方は、特例による転出・転入(通常転出時に発行する転出証明書の代わりに個人番号カードを使った転入)を行うことができます。希望される方は「希望する」に○を付けてください。			
※異動日(住み始めた日)から14日以上を過ぎての届出の場合、カードは失効し特例での届出ができなくなります。			再発行
【転出証明書の再発行の方へ】			
転出証明書の再発行を希望される方は「再発行」に○を付けてください。転出証明書の再発行が認められる事由は転出証明書の紛失、汚損、破損、特例による転出を取りやめ、転出証明書の発行を希望される方に限られます。 ※再発行をご希望の場合は定額小為替300円の送付が必要になります。			

【届出に必要なもの】	
①この届出書(太枠内に記入し、署名捺印して下さい。)	
②運転免許証、個人番号カード等の顔写真付のものは1点 顔写真付のものがない場合は2点のコピー (期限内のものに限ります。)	
③320円分(特定記録郵便)の切手を貼った返信用の封筒(新住所のみ送付可能です。) ※③は特例転出、海外転出の方は不要です。	
④転出証明書再発行ご希望の方に限り定額小為替300円(郵便局で購入)	

【送付先】 〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所 戸籍住民課
電話 055-262-4111(代表) 内線242・248

※転出する方の個人番号カードは、新住所での転入手続きで必要となりますので、失くしたり
この請求書と一緒に郵送することのないようにご注意ください。

